

真際雜記

五十七

和書門類		二七八四二號	三八函	三架	六九冊
------	--	--------	-----	----	-----

和書類		二七八四二號	三八函	三架	六九冊
-----	--	--------	-----	----	-----

内閣文庫		番號	和 27842
冊數	69 (56)	函號	213 3



綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり

萬延元年庚申後國三月十九日
起筆至同年四月十八日
稿脫

庚申雜記 五十六

真際雜記 辛七卷

隱士真如實際中山葉智真信輯集

中野國誌十二卷 國芳筑河原氏城宿直守弘編

嘉永元年戊申五月の月序列行 格草

和漢三才國會 地部六十六

中野九郡者 甲六万 甲七万 日本麻子記の巻に引

廣長高不帳 中野九郡

高五万六千 甲二万 甲三万 谷 千 甲九村

内者 千七百 甲二万 甲三万 谷 寺社額

成ぬ又三年の夏の上栴三栴巨老と云ふ計りて
山内之慈増をさるる一房申山記と云

一東照宮老安郡日光山老慈中一五子神院二万石あり
山内安老安院三百石 社家五人百石宛古島栴島高安
江端古栴 中慶 右老老 冷人廿人各廿石宛
唐仕十人 神人七十人 神子一人 右老十石宛
元和三年駿河國之能山より遷すまゝ

一足利學校は足利郡足利の詔有學校百石除除除の傍
老禱と成て住持あり

宗長の宗祇のついで近江國水尾のついで善年一
駿河に住して享祿元年戊子三月十九日没年八十

五

○南方の觀音の浄土補陀洛世界

北方の釈迦の浄土寂光世界

東方の華嚴の浄土徧琉璃光世界

西方の弥陀の浄土極楽世界

中央の如來の浄土遍照世界

一満願寺老安郡日光山に一宗廟あり院たる一山の流徒

市に院坊舎の十字並田一万三千石、田名用定勝上人
一 專修寺に芳賀郡高田村に有、此寺田名、号當山の
親鸞聖人大法成就の正覺山、此寺に依て浄土真宗の
惣本基に此故に聖人一區を十哩流と稱すし並田
二千石

一 安善寺、号當郡を平山の寺版より、並田五石、浄土宗、
山平宗の一族流、号真能入、此寺に安法師に當國より、
字老唐、名綱を稱す、並田一石、此寺に建、元暦元年
に十降歳、此寺に住持を遷る、墓の上は地蔵堂を、此寺に

一 寺に安法院、室中、此法師に記、此寺に住持を安、
其傍に松林院、壽年、此禪定の仁治元年、庚子、月、日、
為、此光寺、此寺に、此寺に、此寺に、
有人、此寺に、此寺に、此寺に、
此安法師の檀越に

一 建、号、河内郡、此寺に、此寺に、此寺に、
此寺に、此寺に、此寺に、此寺に、
一 泉、溪、此寺に、此寺に、此寺に、
曹洞宗に始、同所、此寺に、此寺に、

又後よ金井所より移して云々峯山と号する中境より
有山の名に禪師彼所より聖きて殺生を断ず
たす所の牛杖と云物を藏し

法系系源禪師畧傳

日本初祖成前國永平寺開山の如空國より多る開山

永平道元

徹悟通玄

能登國也持る開山

同也持る二世

瑩山紹瑾

我山紹碩

那須泉溪も會津亦現る結城安徳も等開山

源辨心昭 應永三年丙子二月七日於此眼を寂七十二

源禪師傳、源禪師辨心昭歸空外姓、源氏
成前國茨城人、初生日空中有青日此兒為最
幼、投陸上る為汝孤性、敏秀七歳、誦俱舍論、六
歳、難陀家戒法、稱初典一千卷、十歳、渴我山和尚
云、ト畧

○法輪寺那須郡佐原土村より又覺上人開基上人の
の跡より考り、その時、終焉する什物とせん
四月祀より又覺上人の款

世の中のもの果てしなくのすゝめなり
定宗は此節の人の節よあつて子息は孫勝の節に
と稱せしむる

一 親光院壇谷郡長連川郡より有延壽山と号長連川宗
代々の善規所よてる所幸なる所附跡宗輝徳園寛
寺の末し長連川左の跡長連川宗輝徳園寛
毎建する如し親光院の慶長五年辛丑五月十四年
年七十法名親光院殿金山様と此人の父の生更太兵
衛佐美助とて古河より方々基を修むる舎中

一 醫王寺老翁郡幸田村より有延壽山と号親光直心宗
用山勝乃上人の著る葉師如來坐像三尺許り聖徳太子
の彫刻に當らんし三十三年よりなつて用光あり境
内より弘法大師四七歳の時自刻しよる大師の像は
別よ法教寺より安置此の東より西山弘法院と号
新妻直心の開基の紀伊國和歌山に母教と師
覺授和尚の師の肥前國長津のより父伊佐平次
兼元と云ふ名の中総國おる所の藤原に播河佐
永保二年誕生して永祥二年十三歳より法隆寺

よき成就院^大僧正定尊に随ひ十四より南考
東大寺免指院に於て初真の真言を修學して
十の歳にて仁和寺に歸り難波のなほの時より永元
年庚寅十月十五日に生浮世歳にして紀伊國
高野山に在り阿波の青蓮法師の許に寓居
し世宗の時寂祥院の阿闍梨の位に入得延
五年庚申十二月七日招事山を所基し康治二
年癸亥十二月十三日招事山園内を於て入寂し
年四十九法臘三十四興教大師と益し

一 孝賢那野原村の徳福さま田に三の西光山と号す
曹洞宗のさし連教師兼裁の墓有印しは概を
裁く兼裁様と号しと兼裁は蘆名氏と耕寛高
と号す先三浦平氏よりお陸奥倉津松苗代に居候に
依り松苗代兼裁と云わ初を堯孝に學びて法橋と叙し
後年政氏お臣の款の師範と成て古河に存し永正七
年乙亥に
一 慶長三年不辰帳に
中聖國教院三千二百六十ヶ寺

寺領高十四万千六百二十七石四斗

三在宗百一十ヶ寺

高一万三千八百十七石

真言宗千廿一ヶ寺

同五万七千二百三十石

浄土宗二百十ヶ寺

同一万五千三百一十石

曹洞宗千二十ヶ寺

同一万五千九百六十九石

除満宗四百廿ヶ寺

同二万五千九百廿六石斗

时衆宗百五十ヶ寺

同三千八百一十八石

一向宗千一ヶ寺

同千三百五十九石三斗

日蓮宗百一十七ヶ寺

同九千八百石

外ニ善化宗十二ヶ寺ニ無禱

一守孝堂の世掃部助操救師三市頼綱法名実伝房
蓮生母の新院秀入長盛の女正元二年己未十月十日
病平の十一元之二年八月十日適俗のときお前する所
従ふ平降く指す勝尾山より源空上人を仰ぐ蓮生
の墓の源空上人の墓の側より有此人一世の教人し勅撰
集土部の中より源空上人より世より定宗の少舎乃
毛紙と云り此法師源空の中流に在り時定宗の
筆を乞て源空の形し此の四月記はんをり

定宗の息為家以此法師の筆に

一字考定言す万石解せん世内言を以て三十九万石有
と云

一字考定のあり曩祖宗圓坐より従四位下

國綱と二十二代康平の年より慶長二年と凡五百辛

年お終のる家

一 同第廿世國綱の三男五中兵衛尉と稱して氏宗の三子侍

を以て氏宗と云ふるに五世中務丞重國曆元元年戊寅國綱の

石津郡言須沼田一彫也を御子孫に國に在るは後

胤の常陸友國入る下金同由大垣城に千石を以

元龜元年壬午五月十三日尾長島合戦の返討死

皇子内膳の所屬二万二千石を以て仕え幣可奉るの

城を以て國系の戦の時同の寺に於て城の圖を以て

以て遂に逐電一西國に隠れ刺殺し其後を以て元和

元年大坂城に入ると其口より勇を振ひ五月に城

中より切腹せし三人其より京師妙覺寺に於て七月

晦日切腹せし慶の寺志摩守に繼いで近江國を以て

一万五千石を以て其子に繼いで野免然れ其子

肥後藝多守の孫建なりといふ

一連放師^{宗長}享祚元年戊子三月十日辰年の十五

一稲沢五市資家^の那比の三代肥前守^の初資の五男^一宗隆の孫

一那比千代りして賢睦とて改元^三十一年

一那須七騎といふ

黒羽一万石を園左衛門佐丹治と増

左田第一万石四百石を田原徳前守丹治晴清

佐久山三千五百石福永安藝守及宗資の孫

芦野三千十石蘆野日向守藤原盛春

伊豆守中務守及宗資信伊豆守三千七百石改易

千本千五石千本中務守及宗資

鳥山一万石改易千石那比修理中史及宗資晴

一平野芳野郡長沼石を田村の長沼城の小山^中四^掃政光

の三男從五位上澄路守中平佐守村治志生連宗政

母の守老守中^中守及宗資綱の女延延三年一子平

平の十歳所^所凡女子降所^所の孫一^所二^所七^所代

平佐守村長明の孫孫松平院守宗勝守長の子中

倉福三平五郎の長孫吉多お之後に判婚して岡部正房
慶長十八年癸丑三月廿五日歿年廿七此人の女を通婚し
長次の子平上座の老臣中堅能登の妻女とあるはよ
小室のお通と云池田家の長臣堀川志摩の妻と成り
女と云生後離別して女子を連て 後光の院の女所
新上東の院ははるの院前 云ひて後長孫秀長は
の幕中の女信と成り居 東福の院はまはして
金二百両と百人の月俵を給るの院清成の爲に
浄瑠璃姫の女と云十三郎は返つてまゐるに始も才女

よて真田河内守信吉を愛せしめて勅解由を生む
通女も老後信濃國に送られて赴く時涙を流
焼栴の山よりしし名を算て車くし例もあ
お之はら信長より信お政言信長信盛信信政之
信と云一代

- 一 天正十一年戊子三月伏魔左衛門佐氏右 小室氏補の三男
- 一 因那返宿山よて合戦すま
- 一 皆川の赤ら塔の三万石後山坂も慶應信可阪山よて丸
の赤よ四万石の恩者合七万石とあり田原も戦い

人荒神の極よ正れしる子孫運綿くして天下の表
おも成まふ思後のもじ

一 三百年中の阿者后助を父方より阿者后民部丞藤綱
十代の嫡孫よて佐藤家の一の宗老よて修理亮宗綱
の補佐し宗綱の父成前も昌綱は女も通して懐妊
しるをも方重密よ我子よ成て善育し女も成る
且利郡佐川田の住人佐川田者ら昌俊よ嫁し昌俊り
方より女方の甥よて生まるる階惟長の妻成り
代々佐藤よはとるる小井右近ち史重勝よも初は

一 飯仕して山坂田新里よ尾を結ひ黙々尾とす

寛永二十年癸未の月三日改年 字五

一 皇國才一の古碑の下の聖なる國造の碑し才二の上座
田多胡那の碑元陽を皇の初祠四年し才三の同国
縁野那金井江の碑聖武を皇の神龜三年し才四
ち初國添上那元陽を皇の勝陵の碑 養老五年し
才五の陸奥国陸奥郡多賀城の碑を平宝字二年
し共十子歳を延し碑成も世に伝しき物成り
一 建武三年三月十一日懐妊年の時子を限りして万里

中略房は山岩房と云所より赴き子三坊法一と云僧を戒
師とて遂又三十九歳して多年経趨の傳信を解
十戒持律の法躬の姿と成

恒捨る山と浮世の心と堂や庭の松と苔魚ん

と詠し而 棄因入を為真寶報恩と云文のりよ

白頭望舒の夢重山 曠却恩波盡底乾

ふ見宵月藏五逆 出家端的報親難

と黄蘗のち夷波を題せし古き頌を書残し

り方とん 云補任歴代皇紀著より建武元年十月

あるる房は適世年三十九と有見と徒ふ

去聖拾遺と成前國彦集山と新田の永巨畑

左馬時能と逢ふとい

爰も又浮世の人の回來れを空り雲と者求めてん

と詠して 去るまゝと記し

禅林法祖傳は洛西ぬらと云り関山國師の法嗣授得

律師の身と云る房はよて康暦二年三月十九日遷化

二十五と記し

彼岩倉の靈玉律師の書んといふ日後学を文化十二

年宵上梓不二坊の若板万里中野仲の建房の
序有此書中よりその委をなすなり

先進續修の石雅志 藤原の山口安良、押原後祐
のし載る

一尾後左衛門知房の墓の考は那山歌の東喜の御伴
の有言四男詩りのを塔建の二面

四河瀬波前方尾藤左衛門法幽院殿月山道栴
居士 三十四年亥寅八月十日 二王殿の方

龍之尾後金允史知則寛永七年丙午八月十日

と彫有るなり二王前より石塔第一基建りて云ふなり

尾後金允史知成宗祖父尾後左衛門實後昭曆三年

丙申二月十五日と記し一信此知房の考云ふなり

長之日向国言禍の我より身を系^知りてを没収せしむ

三十四年四月田原征伐の時東國より来り河白川に

入りて禍をなすなりと云ふ事ありて是れ甲時より

討擄せし由武田物語に記し一雨と云現る

此所より墓有と彼所よりありし事云の當否下向を

三十四年亥寅八月十日と云ふは伊達商部等

本朝東方悉く平治秀吉の山に在るの三石同十石
京老の海

又尾風の息金左衛門の細川家の勤仕して
三千石を知行すといふ孫と連絡する雨を毎歳香
糞料を同所千石院と名づけん 望抄記

一 加賀肥後等従四位中侍藤原清正相長慶長十
六年辛亥二月廿四日年去年五十法禪淨地院
殿永運日乘ち居士

一 朝鮮國王李昭書を以て同は皇の清正の徳威を

編入る事又小曰

皇神清正自壬辰年踐境以來子貪利欲疾
庸雜為事王事衷心大失之威也真可憫君
子中君子也以壯畧武勇觀之則雖良平伝
噲何足比肩以克已復禮持愛寬法籌之則
雖吞輪割腹之仁何能及乎非凡丈夫庸人負
故使山僧釈歲密投中陣秘闕清正像容
移繕詣廟堂營作王城南大門外蓮池岸掛
幅位以牲物祭嘗生祠王子親祝祭文高宣之

吉晴は人王宗純の後に加賀の金沢より信長記
と周記の二部を著し人王男系は前田家の侍醫なり
一 加賀の横山山城を長初尾張の之に初め浪人丸龜山
寄着し徳田を武を修好して後前田は人王勝と
云致なる武に有て二万五千石を領し人王後を田
畑多をも致し討し一畝の種一万五千石を倉して
三万石を領す

一 豊臣と周の所本室水政府の年お國清盛の孫三位中
維盛の息平季徳の次男杉本伯耆守光平十段の

後胤長房入道道松の女成一を右府信長公の正室
改名井又右史の妻女として豊公早成の時嫁され
し孝長十二年返歸は東より就孝峯山を其墓と
を建らん一の位牌を安置せしる寛永二年齡八十
時歳して薨し其子法障高其院殿統一位湖月
と稱定尼公事余を始め傘の亭時雨の亭近建三
の時の傍よりして修忍然くするの什物より尼公の事侍
有し手及奥の教教十品有

一 又徳田安の郡鏡島邑は梅香と云有此境内は

ある古木の梅の妻の比の花咲くして青葉繁る
此より実自り生る大きくなり成てて生味いして佳
珍なり久んたるに其枝を種或は更植するに
至亦^果其^性の^速成とも常の梅の如く花咲葉生
てうわらわりのあり母より教いしを弄木し愛園を梅
色の青梅と同く教い^{はては梅の上の梅の如くなり}
^{安宅}
房申国三月廿三日辰坂中勢と精教法後

大月日

貿易は開く後外国船は往來繁る自ら然る
く番手数も子女及び自り來洋伴一通り
通船碇泊各別條を記し幸便未と取違^東
可中軍のむお愛成もいつ早く可お便の且
警備筋の及孫の油筋を人附の
右趣海岸所を記し有るの向ては^注お觸の

国三月

二月廿八日内藤紀伊守^{伝親}中渡
此度と判吹出の方を何月見迄^東と判り

福慶四月十日ある旨屋下にお返答献上并
し中物に同く可用の事

但ち判を枚を式指五ある積りある旨
此等金多るふて取の

一見近より判を枚を新ち判を枚に増金三拾
ある旨引替遣の旨野も子狩置別紙之旨
と考方の旨引替の中事

一唯以近通用の判を當四月十日通用停止
の事

左の取回し上も觸知との也

因三月廿日の

一四月廿九日増上する中芽燈を渡官へ奉拜
法印通種料お納の旨の傳へ別當の旨を
承知し又管官の前宝勝院にて進退の旨社
と申す

一蓮田市五市 由部迄までの訪款
呼相候候任人評 多年結雪一日晴
拾是清の好時等 櫻田の外血如様

又一首の

毒満墨江煙京新 桜花爛熳射紅塵
可憐昔日遨遊子 空作徒容就死人
法の亮なることありて 尚待る身を急ぐる
一落首

臣受 了殊帰于冥府初覺罪戾之
重故作此詩以謝世
我々受て誅 不烈路と嗣 始藏違勅罪
罪戾重き逃 忠士祈首去 祈罪状此後

我今漸覺悟 神罰逢此難

右幽霊之詩

執政昭叔中誓痛安宅^宅おぼしきおせし書面
慶三月三日登 城掛拂部路外梅田市門樓近
而浪人聊之と云は及殺害打常雷降咫尺と
子鉄と云ふ中 徳方と云は拒妨と云ふ 仕合僅存
と浪士誓好何程と根藉等と及んば吊時と盤捕と
勿論と云ふ如子生女僅一と人討安と降と雨と
此後蒙承と恥辱滅と事忘入と云と上前文也種と

掃部頭名前高年十古隱子以味千乃其志又
私語合ひ了右振へ後仕官ありて存公右子調法
律律手察の且 思召有る市役市免

作育の世に及へ後世第一統治業を存種は法
仕の上と蒙家市取法と及心定る市申一同免徳江右
の及考出祖直政直孝と武切を 思召家名

其後市立長置ひつ此後國持外振と法候方此方
と後と統ありて後第一有る市家名市取法有る
市常任徳と市汝法と可稱款多又蒙家振合意

市名市立置ひつ市政ありと批判世に仕公と市
市乃公徳と抑部政子免徳と治業市申也市
市乃公留市立路と市汝法と市取法と後市祖名常

尚以市律と市律市願あり百姓と市近蒙家と市免
徳と徳と市解法市政あり通り市名市取法と
作育の類等市申人相違と市振利解仕法と

圖をわ待用制退散して免徳市申

田三月

木俣清在馬

一 宗祇法師の文龜二年七月晦日駿河国藤原郡の
柳園の定輪とて終焉なり年ハ十二乙卯治部右輔
氏親の代ニ

一 三三^年乙卯乙卯氏真三十一歳とて父の仇藏田法長より
宗考お國さきて調一三月廿日同る座前とて
齋齋の妙を顯るハ群衆数方の目を驚かす

一 同年^{乙亥}日此年晦獨考考大尾尉正勝の男中ら宗政
十歳ハ名達尾と号せし服安治廿二歳播尾
茂助三十二歳片桐助池重盛二十歳福島市村十五歳

加茂虎之助十五歳

一 弘治元年乙丑尾尾紹醫在士政此年利休在士三十四
歳亦村重九歳

一 三三五年乙丑 月 日 杉本之秀志考山極中とて
自丑年ハ十八

一 筒井陽隆坊法中順慶の乙亥年三月三日
生三三五年乙卯ハ九歳とて弟兼坊法中順照
母ハ右和國山田の板主民部右補順貞ハ乃道安
の妹とて照の乙亥年ハ月廿一日

一 三宅見島倭後三年言徳の男三宅を中言秀を
 子右衛門と云ふ事云子土佐言信徳云子左衛門
 久事云子能家云子母弟云子守言言多頼言
 事家享祿二年乙巳年生れし
 一 加茂云々西暦明云々の様云々子加茂孫云々の
 永祿五年癸亥年生れ同七年一向乱の時父連ん
 云々の云々尾云々事りし
 一 加藤權兵衛尉宗素云々の云々徳川格詰居七十男の長云々
 云々云々内光泰云々云々丁酉の誕生し

一 國義万葉

倭中廿二万七千八百廿四 倭後廿三万一千八百
 安藝廿五万九千三百廿四 因防廿六万四千四百廿五
 長門十三万四千九百廿五 伯耆十三万五千四百廿五
 出雲廿万三千四百七十七 石見十三万七千三百七十七
 隱岐二万一千八百廿五 伊勢廿七万七千七百廿五
 尾張廿万 伊豫廿七万七千七百廿五
 近江十三万三千八百廿五 美濃廿万五千五百廿五
 越前廿一万三千五百廿五

一 庚申四月十日牧野遠江守殿下渡

康教

諸祖方同心甚狭地勢甚佳後有年々豊稔

作物熟も有る玉葉亦増地後方も有る豊稔

玉葉亦増方々故人増遠河川も有る豊稔

如何なる事か向後治く事豊く世治河川修治

行履和す所

大々通向く事と違ふ

四月

一 三十二年戊寅七月十日備中甲部川河井治り

於て山内庶助幸盛と備中勢太補元河守宗人

河村新左衛門後守孝太史の爲に討る年甲子

甲子年三月廿七日して詳し成り

一 後鳥羽院の番御治備前後同一文字則宗の建保

二年六月十三歳して致

一 三十二年己卯六月十日備中甲部川河井治り

年三十一又五十一歳云

一 佐々木信盛の紀河守宗人の民衆又又熊野浦

河川同國名所國守り及んたり然る事

同同心

牧野成中兼筆も亦耳

江戸芝居伊豆山位代

浦野同心

庄有方

江戸芝居兼筆組同心

播磨所勤者

同中役

濱中左衛

小盛吉三郎

肥田清五郎

山本重治郎

岩田平次

小杉雅進

松藤勇次郎

吉田勇平

中井五郎

庄有後持

醫師

中濱万治郎

松田脩御

一月十日ハラハタシハシ組兼筆十名ハ雨川中書帆七

同同心の庄役人

中書院書院法庫

中園中書

神奈川中書兼筆

笠敷中書

中園中書兼筆

神奈川中書

新及中書兼筆

村垣清助兼筆身

市岡有

市幼定組頭

市園幸好主祀組頭

市園役

市幼定招市院同有

市園幸好主祀書役

市重清役

市栗多浮有

市園同有

市成影吾有

市榎重有

市吉重有

市刑部精有

市吉田徳有

市杉本三有

市益以信有

市岡有

市少目有

市通有

市吉吉法師

市善外持

市平肥前佐賀侯市吉法師

一 同年二月十九日の状魯西亞へより寄附の由あり

市辻芳吉有

市栗島吉有

市増津彦有

市名符五有

市立石修有

市窪崎立有

市村山伯有

市川崎及民

拜後社の益也勇壯を多し徳小子後着状中進通
サントウ井スハ安忍仕了る便船に便用状
おる何年早く此方立可らぬ神港昔帆以等
日風波勝負望まき一回病人神を如十日程
過り而漸く夏到十四日上陸吐き出さぬ地
成中ん先々来とて一回病人もなき安ん仕徳
二千里外にあり島中風常ありと物も奇
妙に筆端に存し軽く四月比に時候新樹
書字あり神をの月比に授板西元いんげん

扱有く瑞者なり其土人多希暴西洋人多希
國王手種と神に有く妙成喜甚に成中
上及汝も亦有くは成何なりも後便に可
上果に秀く如き喜に成中も形首

サントウ井スハ安忍

我二月十日

津田 近江守

津田 近江守

一 水戸系山老よりありの所や書房申三月十日前
後の事なり詳

此度控江戸表以之弁之成書奉御一人馳上之旨
諸王共無形而馳参り之旨有之と云

追へ對しふお海に留は戸表より申来り
政府より達し有之の上早速お参り言上迄
一人成書参りし之に石お成の暇に石お参り
承り之知上之井伊道跡より跡に討し由併御免
の振寄はあぬ亦留之と達上之此方迄及へ亦奉
又井伊御書付 故書等より又申上之旨有之
写あり井伊の亦奉御此方より御書上之旨有之

追まで唯は控上て達筋より之に御書上之旨
亦奉と此方亦奉とお書の上及御書上之旨
河井安んふ御書何れも此方の執持し申上之旨
は留一因弘道籍へ出之御書御書御書御書
より達し之に内より御書上之旨に決てふお御書
子牙等へ我書よりふ御書御書御書御書御書
皆之のまより之に晩御書御書御書御書御書

教職御書

一 巳未八月廿七日

松平左兵衛督 伝和
松平左京大夫 頼通
及代

成瀬隼人 三肥

水戸前陣 高四郎 松平警若水戸殿 鷹守 松平右近 和左衛門

松平の申上 直弼

右松平黒書院 松平宗全 松平下院 直弼 松平法光 松平 列仕

松平澄波守 松平

松平 右衛門 松平 頼通 松平 頼通

右同列 松平 松平同族 松平

右松平同序列 松平 同前 松平 同人中 松平

一月廿七日

一松平 松平 松平 松平 松平 松平 松平 松平

松平 松平 松平 松平 松平 松平 松平 松平

能登 尚徳 松平

一月廿日

永井三善治 尚志

市兵衛書子

岩淵肥後守

市德高乃上退後守

作舟為之世那屋信長

川路危忠尉

聖讚

川路孤忠尉

一 國月廿九日
隱居乃知永留之世乃下

方由書院

松田孝前守 正誠

尾端方同守

遠山康人 則典

思言有之信乃我生者

河野公此臣乃淳正 世祚

右田乃淳吏 從四位下從資始

右松市黑書院滋掃部政老仲列守和原守中後

西丸市敏之信

方之保伊勢守 右寬

中兼清守好

一 同日歟

思有之 涉彼所免

一 同日 既

浅野俊前守 長祚

水戸殿前老

津山御前守 信賢

名代

町田危迫

至方殿前捕也子也并立也事々也人坊方也可
有之也和些及前也津山殿前也人坊遠也亦其也作
子容易及今也既江附重也神々也子亦也福々也

思臣也依之也急度也下也 行舟和未若年也成也

別應以也所憐也慈也及也招也 作舟也

右於和泉也完也方也月也自伊沢也野也作也比也曾也比也同也舟也者也在
權也之也助也孫也城也和泉也曾也中也復也

一 同日 廿七日

堀田依舟身

杉平伊塔舟

右方也隱居也亦也新也森也口也行也舟也

九條園白殿 尚忠云

一 同日 白子祥

蒙命所度多々抄揚 三中国系の所為

此等法より抄列、元骨抄

禁事、所安意、思正の板に及ん能

忠誠の位、耳正の百抄を以て千石

此如増長成遣且職務中列位者五百俵宛年

正老の旨

抄

唐橋古物

近年所々所々の多々所時常抄揚を勤

所感、思正の信、白紙五枚取りの旨

抄出

九條殿系

島左近

抄列出揚を勤め類弄特々り、此位九條殿、
元賞、保具又内、九條殿迄白紙三枚時服三
と書了る右紙子時服左近、下揚、抄との所抄法に

一 同年十月七日

所中性祖仙石左近祖

若我權左近、系系

飛張

阪泉系

串五十五

中道放

三條殿系来

丹時孝前三十九

押込

唐司殿系来

高橋島那權五十九

永押込

唐司中舍人安藤五十九

山科五十九

押込

有栖川宮系来

阪田五十二

山崎祖河組

押込

中田系以在附古後

古河又三十一

同

阪田系道

死罪

杉平城前三十九

橋本三十九

中道放

唐司殿系来

三國五十九

三條殿系来

永押込

中込放

瓦眾

中込放

押込

敷子因幡書
五十九

右因幡書

表寺系稱書
三十七

河原所三條上表所

丁の借系稱書

杉三樹書
三十五

青蓮院宮系書

伊丹系書
三十四

山田幼解由
三十五

神田久右衛門三右衛門

尾地系稱書助後見

孫七右衛門

源
五十一

中田河名重三郎系書
五十一

三右衛門

伊十郎
四十五

本屋下三條上上右衛門

之助借系稱書

手鎖

杉原手鎖

所辨

同人辨

序表多一萬
六十五

序表及松尾
三十四

松本舟渡書院分信所

松本舟渡三目名目

中込取

茂松
六十一

三河三目名目
唐

仁中書子

之辨

清
七

右松本舟渡三目

十岳書院

手鏡

澤松
早

林部書院出法成書

武河書院那古寺村

百姓仁書院借書人

山本身平館

急度也

七
三十九

三十一

同人妾

青山園亭子觸中

常山修利利益院

堂構

一條殿前草

五十九

中庭取

淳淳外露、口排

入江雅乐坊

若杉重權坊

之我宗素

二十九

永押込

青々湯は書

六角波中露西、入西

源中借取

古苑寺の研取草

療病院

遠端

五物空草

考司殿家草

兼田伊織

小西越三巾組市花

全構

之攝

紫山苑之助地借

水戸殿家生

右幸清馬妻

七十八

松前伊豆守殿

奥方伊達郡令萬村

百姓

遠島

三田西之月重五座店

八十七

浪人

所排

浦

市四十九

三條殿家生

押込

畠田織部

右於評定所松平伯耆守之身因據寺石谷因防寺

池田據鷹守神尾伯耆守立合伯耆守據鷹守因防寺

中流

十月七日

一月十日

山内遠江守

由豊後

從信傳統豐信

松平康信之父陽信容事^は江渡^にありて有^る事

駿河守^{勝三}は其^の老^いより方^をて^り江渡^の孫^に成^りて

忠達^{忠親}と題

松平 容堂 ^{豊信}

其方^は家督^中事^上方^に子^を容易^にする^に由^りて通^じて
右^の京^都通^路に^て御^の徳^を以^て其^の公^事を^もつ
右^の事^は終^末に^て 公^の徳^を方^に急^にする^に由^りて
信^の如^き時^に徳^を 方^に急^にする^に由^りて徳^の

徳^を急^にする^に由^りて 信^の如^き

一 己未六月廿七日

水戸殿家老

安島常刀

其方^は御^の徳^を一^掃する^に由^りて有^る事^は御^の徳^を以^て殿
下^の事^を急^にする^に由^りて 信^の如^き西^の九^に由^りて急^にする^に由^りて
御^の徳^を急^にする^に由^りて 及^び公^の徳^を近年^{より}急^にする^に由^りて有^る事^は
其上^に自然^に運^ぶに^て 信^の如^き方^に通^じる^に由^りて 忠^の信^を以^て成^す
あり^て 公^の徳^を急^にする^に由^りて 御^の徳^を以^て成^すに^て 難^し有^る事^は御^の徳^を
右^の風^を急^にする^に由^りて 御^の徳^を以^て成^すに^て 入^りて 忠^の信^を以^て成^すに^て 右^の事^は

九月十六日移同吉志史父子不此之宛之書状二通
系日中那伊三伏宛之状此之方近及之宛之書状
者合三通之文云云是之考之彼者之同意
在働之約語等も亦見一紙 市書忍之
所切之及之宛令之君は内實有之及之疎云
を七上之職掌之和却而内實を推察致
右所移同父之文通及之宛あり右之考之京
地之種之好計を固之 之義 市確執
之及之場合之宛之宛對 之及之粒之宛之

不届有切腹中候

一 同平十月廿七日

松平左膳定之丞
松原之助方之宛
松原中自筆

吉田虎次郎
由三十三歳
此後地方并左之宛方

後田右之丞
三十九
後村權兵衛組下押

岩本常之
四十四

死罪

押込

押込

水戸殿京車

古井海書

杉平澄波書京車

書奔河

長谷川宗高

水押書有之京後同人牌

速水

水戸殿京車

終言理邑當山修教

室壽院尼女

中道放

奥方忠誠那住吉村

遍覽鏡傍長孫院

知順

水戸殿京車

中道村百姓

甚右衛門

巧方那失烟村百姓

多構

今攝

序
五十三

紀伊殿所務所取言郡

柏坂所用達所人

江戶攝紀伊殿所攝

招考市
三十五

杉平修理左入景奉

伊三次郎

日中郡裕
三十五

阿部十津常景奉
三十五

勝野奉
三十五

遠島

同奉奉

勝野保
三十五

右景奉

七
四十九

同人控

四
三十四

伊達遠江守奉奉

吉見長奉
四十九

中務少輔同郡土佐守奉奉

重延放

押込

寛承三
元安

古野

友成

右左評定所杉平伯耆守之具因幡守石谷因幡守

池田接應守黒川左伴三合伯耆守因幡守接應守

中渡

一同白比能白比詳

水戸殿

伊豫守助詳

茅根

吉志

稻岡

同入

同貞

伊左

鮎沢力

同入

遠島

中進

申退放

右指評定而之合目前中候

一 同日廿七日

鮎沼方彦

本以丹後書 恭固

名代

内奉子兵衛

勅後津勅方子直隆達

内奉急度子兵衛

内奉知書格以 思百比加増角孝石兵衛

上隈信吉 内奉急度信石兵衛

本以石兵衛 恭清

名代

本多丹中

又丹後書勅後津勅方子直隆達 内奉急

内奉知書格以 思百比加増

内奉急度信石兵衛 内奉急度信石兵衛

内奉急度信石兵衛 内奉急度信石兵衛

右指服板津勢方補定掃部左兵衛列傳方自有

伊次郎他方在城津勢方補中候

一 同日

石河土佐守 政平

名代

中倉新右衛門

勅役申勅方子直恒達

馬馳急度下

江月三知書抄心

思言初行月七首石

降上正隠居

作自

石河豊前守

名代

水野宗女

又土佐守勅役申勅方子直恒達

馬馳急

度七下

江月三知書抄心

思言初行

三月七首石降

正隠居慎

作自

為衆督正方石二千石下正申與市小性所免

家存

作自

依亦信顯業

名代

以并右危橋

思言有信中重清入

作自

右於安後對信言定為年考申初室同入

市月舟渡只以十中お城

一 夜申田三月二日近江水口候加茂城中も明軌お屋
の后松浦至と云劍術志と同儀敷之兵衛と云
志と刀と銃炮の仕合なせと風雲人勝身守の度
候て正統を承りお祀り

一 何方の書簡あると云或人の持るを借して左に報へ
一 二月廿三日左所書と云急雨脚を以て事年書昔
忌
高所塩倉何共お牌元兵衛と云志水元書と書物

使とて原成時廿日松原河と和同所務勤と云
當十三日水戸中町七軒丁井筒屋清吉米方止者
未同十六日屋の時に松原岡宿乱妨之有と報へ
捕まると云事好と由と報へ計ひ中町と内
組屋所と云張を所務し待合有と云和長岡者と云
より松原精お携る多と報へ及るより西よりと云
と云同所務松原屋進と云和所と云障子城と云鏡
と云通と云松原坊お備と云事及分引所お好と云
と云後市月舟と云内出兵向と云以て解行書と云左長岡

より集りて七軒丁迄推考此同付捕手と兩
合此の數凡五ノ位と尺安、各將六合有、此は向
れへ結終れ、中子おち一と跡又五ノ人、復是と緝所
是服屋、而合武勇兵、白木袴、買求然、白
神意、お侍、と汝有、お中と、お尺、此同付同勢、取
合終又一組何ん、此同付、方、結地、方、初、此は安、
警、や、危、太、に、逃、散、極、子、而、追、此同付、方、同、勢、と
引、取、ま、あ、中、の、右、有、聖、十、の、右、結、地、所、に、お、城、切、所、と
有、極、尺、安、此、所、と、血、塩、解、預、附、有、七、軒、丁、と、緝、所、と

此所、而、一、六合、を、昂、死、の、あ、有、手、負、人、數、子、を、額
と、海、邊、有、何、分、右、邊、初、有、仕、入、物、お、越、第、十、の、右、邊
而、七、軒、丁、お、立、止、中、所、と、内、通、路、難、由、事、所、と、有、と
裁、此、城、下、三、所、依、之、百、丁、に、死、也、此、中、手、懸、愛、等、と、而
手、懸、を、持、登、城、と、御、此、中、所、中、所、方、に、右、札、難、而、止
宿、も、難、由、事、並、振、と、固、に、引、取、掛、柱、川、因、所、に、凡、三、百、人
程、此、中、手、懸、と、由、此、固、有、と、且、甚、谷、宿、と、而、山、邊
と、此、中、同、勢、五、十、人、程、切、右、禊、と、張、有、と、結、合、の、由、十
方、夕、左、田、と、是、同、而、此、日、迄、津、邊、と、此、中、と、結、合、也、

及ハ忠兵衛忠兵衛水戸城下水戸城下急也状急也状而務炮持事早
お張りお張りお觸お觸有有と由承と由承りり教教了物了物

本文を因宿言洋島因宿言洋島内急也状を以忠兵衛忠兵衛
拜物拜物折折と法改法法改法上上の如西堂達西堂達の如也也
ふお分控お分控主命主命と法法を寫遠を寫遠と廣と廣しし有有と教

此中此中の長岡宿多長岡宿多の教お張河お張河存和當存和當十五
水戸法家老雜賀孫市お府水戸法家老雜賀孫市お府和於同所お張和於同所お張
ととお引取早相お引取早相の如と法法を連を連れれの由の由と法法を修を修
お府有お府有と題同と題同十六日十六日お張お張と法法例法用例法用之之事也

与申与申の中の中ありあり第五第五ののと待受徳と待受徳を以実安を以実安由
と和法と和法級級のの方方のの前前に張訴に張訴寫教寫教とと題題を
承承りり及及ハハ空

一 四月十四日四月十四日二本根言二本根言聖山聖山者言者言本言弘法席本言弘法席の
言前言前に於に於て護摩供護摩供の法席の法席の第修の第修りりのの事
五重光院五重光院に於に於て法法書書や法法をを同同りりハハ是是のの法法書
ハ新成就ハ新成就ハ信ハ信んん

一 嫡女嫡女のの子子當月當月十三日十三日病席病席上上降回降回十七日十七日
午後午後より政年政年三十五三十五孫女孫女ととありありとと教教了物了物

二葉之末にの傍遊居しむるは初年先て長閑の子
時多しむる三度めり成宿禰の思ふるの成や夏
終る堪ん

一 胃十百宿新成就せしむるは比叡山元三東殿
山長那友と師入護摩結草紙



